（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十七条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「、磁気テープ」を削る。

第五条第一項中「三月十五日」を「六月三十日」に、「、当該」を「当該」に改め、同条第二項中「第六条の二第二項」を「第六条の二」に改める。

第六条第一項中「第六十六条の規定による」を「第六十六条の」に改め、同条第二項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第三項中「規定による」を「規定の」に改め、同条第四項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第六項中「とき」の下に「（当該国外財産調書の提出が、当該国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての国税通則法第六十五条第六項に規定する調査通知がある前にされたものである場合に限る。）」を加える。

第六条の二第一項中「三月十五日」を「六月三十日」に改め、同条第二項中「債務（」を「債務（第四項及び」に、「相続の開始の日の属する年」を「相続開始年」に改め、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前二項」に、「第一項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「）の規定に」を「）又は第三項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により財産債務調書を提出すべき者を除く。）は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が十億円以上の財産を有する場合には、第一項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、財産債務調書を、その年の翌年の六月三十日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

一　その年分の所得税の納税義務がある者　その者の所得税の納税地

二　前号に掲げる者以外の者　その者の住所地（国内に住所がないときは、居所地）

4　相続開始年の十二月三十一日においてその価額の合計額が十億円以上の財産を有する相続人は、相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「の財産」とあるのは、「の財産（相続又は遺贈により取得した財産（相続開始年に取得したものに限る。）を除く。）」とする。

第六条の三第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「次項第二号」を「次項第三号」に改め、「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がない場合（当該財産債務調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続財産債務を有する者（その価額の合計額が十億円以上の財産で相続又は遺贈により取得した財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二第六項中「第二十条第五項」を「第二十一条第七項」に改める。

第十一条の七第一項の表中「十年」を「十五年」に改め、同条第四項中「滅失」を「滅失した」に、「を」を「をした」に、「十年」を「十五年」に改める。

第十二条第六項の表租税特別措置法第三十七条第九項の項中「同条第六項」を「同条第七項」に、「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に改める。

第十二条の三中「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった」を「次に掲げる」に改め、「なった法人」の下に「又は同法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者となった法人」を加え、同条に次の各号を加える。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった法人

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

第十三条第一項中「認定住宅等の新築取得等」に改め、「当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同法第四十一条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年で同法第六項」を「又は平成二十年で同法第四十一条第六項」に、「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に、「当該居住日」を「同日」に、「同条第二項」を「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同条第二項に改め、「「各年（当該居住日」とあるのは「各年」と、「「十五年間の各年（同日」とあるのは「「十五年間の各年」と」を削り、「第二十六項」を「第二十九項」に、「第三十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「として、同条」を「と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」として、同法第四十一条」に、「）並びに同法」を「）、」に改め、同条第四項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「次条第七項」を「次条第八項」に改める。

第十三条の二第一項中「及び第三項において「従前住宅」を「、第三項及び第五項において「従前住宅」に、「租税特別措置法第四十一条第三十項」を「租税特別措置法第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等（同条第一項に規定する居住用家屋の新築等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものとみなされる同条第十八項に規定する特例居住用家屋の新築等、同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等（同条第十項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものとみなされる同条第十九項に規定する特例認定住宅等の新築等及び同条第三十三項」に改め、「居住用家屋（」を削り、「をいう」を「（同条第十八項の規定により居住用家屋とみなされる同項に規定する特例居住用家屋を含む」に、「同じ。）若しくは同項」を「「居住用家屋」という。）若しくは同法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条第三十項」を「同条第三十三項」に、「認定住宅を」を「認定住宅等（同法第四十一条第十九項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を含む。以下この条において同じ。）を」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「認定住宅の」を「認定住宅等の」に、「年（次項」を「年（以下この項、次項及び第七項第一号」に改め、「十年間」の下に「（同日（以下この項及び次項において「居住日」という。）の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等（同条第一項に規定する住宅の取得等をいう。次項及び第八項第三号において同じ。）が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。次項において同じ。）、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（同条第十項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。次項において同じ。）に該当するものである